

◎厚生労働大臣の定める掲示事項等

1. 厚生労働大臣の定める基準等による指定状況

- ・保険医療機関
- ・労災指定医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関
- ・難病患者医療指定医療機関
- ・指定小児慢性特定疾病医療機関
- ・臨床研修病院指定
- ・臨床研修協力施設

2. 特掲診療料の施設基準等に係る届出状況

- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ・がん治療連携指導料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・医療情報取得加算

3. 診療明細書の発行状況

医療費の透明化や患者の皆様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申出下さい。

4. 一般名処方について

当院では、一般名処方加算を算定しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがございましたら、職員までご相談ください。

5. 身体障害者福祉法の指定医師の標示

身体障害者福祉法指定医師
診療科目 内科、外科